

柔道整復師法第二十四条第一項第四号の規定に基づく柔道整復の業務又は施術所に関して広告し得る事項の一部を改正する件
(案) 新旧対照条文

○ 柔道整復師法第二十四条第一項第四号の規定に基づく柔道整復の業務又は施術所に関して広告し得る事項 (平成十一年厚生省告示第七十号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
一 (略) 二 柔道整復師法第十九条第一項前段の規定による届出をした旨 三 七 (略)	一 (略) (新設) 二 六 (略)